

【別記】

仕 様 書

1. 貸付物件

所在地	栃木県栃木市万町 9 番 25 号
設置場所	栃木市役所本庁舎 1 階エスカレーター脇共用通路
設置面積	0.51 m ² （横 1.7m×奥行 0.3m）程度
設置台数	2 台（市政情報パネル 1 台、広告モニター 1 台）

※事業者負担にて電源工事を実施すること。

2. 設置する端末について

- (1) 「市政情報パネル」として制御用パソコンを備えるタッチパネル式ディスプレイ 1 台及び「広告モニター」としてモニターディスプレイ 1 台並びにそれぞれを格納できる筐体を設置すること。
- (2) 市政情報パネル及び広告モニターの仕様は、それぞれ下記の通りとする。

【市政情報パネル】

画面サイズ	47 インチ以上
設置方向	縦置き
角度	鉛直方向 0 度
検出方式	静電容量方式、超音波表面弾性波（SAW）方式、光学方式又は電磁誘導方式のいずれかとする。
解像度（縦×横）	1,920×1,080 画素以上
音声出力	本体又は筐体部分にスピーカーを有し、利用者が認識できる程度の操作音が出力できること。

【広告モニター】

画面サイズ	市政情報パネルと同等かそれ以下のサイズとする。
設置方向	縦置き
角度	鉛直方向 0 度
検出方式	静電容量方式、超音波表面弾性波（SAW）方式、光学方式又は電磁誘導方式のいずれかとする。
解像度（縦×横）	1,920×1,080 画素以上
音声出力	本体又は筐体部分にスピーカーを有し、利用者が認識できる程度の操作音が出力できること。

- (3) モニターを収める筐体の仕様は次の通りとする。なお、「1. 貸付物件」に掲げる設置面積内に収まるように設置することとし、設置施設の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない構造としなければならない。

【別記】

サイズ	高さ 210cm, 幅 170cm, 奥行 30cm 程度以下
構造	・ 床にアンカー設置による自立型。 ・ 転倒防止対策を十分に講じること。 ・ 本市が指定する場所において 5 年以上の使用が可能な素材、構造であること。 ・ 空気孔及び施錠可能な点検口を有すること。 ・ 配線を含め本件に関する機器全てを内部に収納できること、ただし、電源ケーブルについてはこの限りではない。
電源工事	必要
付帯工事	電気メーターを設置すること
デザイン	・ デザイン、色彩等については、関係法令、規定等に準拠すること。 ・ 市と商業施設が入っている複合施設であることを念頭におき、イメージにあった色合い、デザインとすること。 ・ できる限りユニバーサルデザインにできるよう心がけること。
その他	・ 「所有者」「保守管理者」「広告代理店」の名称又は商号を表示すること ・ 「この広告は栃木市が推奨するものではありません。広告内容についてのお問い合わせは〇〇まで」等の表示を施すこと。

3. 供用時間等

午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。設置する端末にタイマーを設けるなど、自動的に電源のオン・オフが行われるようにすること。

4. インターネットへの接続

市政情報パネル及び広告モニターの制御用パソコンは、無線を介してインターネットに接続し、外部のサーバー（コンテンツ管理サーバー）経由で、栃木市ホームページ等の情報ソースにアクセスすることとする。

5. 表示する内容等（コンテンツ）

(1) 市政情報パネル

- ① 栃木市ホームページのトップページをポータルとし、栃木市のホームページ全体をタッチ操作で閲覧できるものとする。一部互換性がなく閲覧できない箇所がある場合は、改善するよう努力するとともに、その原因を本市に報告すること。
- ② 栃木市公式 Facebook の情報を、適宜差し替えて放映すること。
- ③ 「トップページ」「もどる」「すすむ」の操作ボタンを画面上に表示すること。また、バナー枠を 10 枠程度設け、任意のホームページへのリンクを設定できるようにすること。
- ④ 上記①②③の表示エリアを画面上で区分すること。ただし、情報を利用者に効果的に閲覧させる目的で、全画面表示等を使用してもよい。
- ⑤ 本市の指定するページのみ表示すること。
- ⑥ 上記①～⑤については最低限満たすべき仕様を示しており、追加機能の搭載を妨げるもので

【別記】

はない。

- ⑦ 著しく点滅するなど、光過敏性発作を起こすおそれのある映像は放映しないこと。

(2) 広告モニター

- ① 広告、ニュース及び気象情報（動画、静止画を問わない）を適宜差し替えて放映すること。
なお、ニュース及び気象情報については情報の提供元を明示すること。
- ② 放映時間において 90 パーセント未満を広告の放映枠、10 パーセント以上をニュース・気象情報の放映枠とする。なお、広告枠が充足されない場合において、本市との協議を経てニュース・気象情報以外のコンテンツを放映することもできる。
- ③ 著しく点滅するなど、光過敏性発作を起こすおそれのある映像は放映しないこと。

6. システム構成について

- ① 端末、制御用パソコン、コンテンツ管理サーバーで構成される。
- ② 端末と制御用パソコンは有線でつなぎ、互いに制御を行う。
- ③ 制御用パソコンは無線でコンテンツ管理サーバーと接続し、情報の更新を行う。
- ④ コンテンツ管理サーバーは栃木市ホームページやニュース等の情報を取得し、制御用パソコンへ情報を送る。

7. 維持管理責任

(1) 表示する内容等（コンテンツ）の管理

- ① バナーや本市が指定する閲覧ページの、「追加」「修正」「削除」の必要があるたび、無償で随時対応すること
- ② 不具合の発生、問合せ及び苦情については、自らの責任において迅速に対応すること。
- ③ 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告内容等に関する財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- ④ 広告物の内容等により本市が損害を被った場合は、事業者がその損害を補償する。

(2) 設置する端末の管理

- ① 定期的に機器のメンテナンスを行うこと。
- ② 故障、問合せ及び苦情については、自らの責任において迅速に対応すること。
- ③ 通信状況により、広告の放映が不能となった場合は、通信環境を改善し、安定的なネット環境の維持に努める。

(3) その他

設置する端末の形状、本体色並びに表示する内容等（コンテンツ）について本市と事前に協議すること。

8. 著作権等

事業者は、端末設置及び広告制作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用す

【別記】

るときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

9. 個人情報保護

事業者は、本契約による業務を履行するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

10. 費用の負担について

- (1) 設置する端末の設置及び撤去に要する工事費用、移設費用を負担すること。
- (2) 設置する端末の維持管理費用（通信費用、コンテンツの作成更新費用、外部コンテンツの使用料、修繕費等）を全額負担すること。

11. 広告モニターの運営について

(1) 広告料について

事業者は、設置場所の貸付期間にわたって、広告価値を利用する対価として、広告掲載を希望する業者から広告収入を得ることで、端末の維持管理費用等（通信費用、コンテンツの作成費用、外部コンテンツの使用料、修繕費等）に充てるものとする。

(2) 広告内容の変更について

事業者は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に本市と協議し、その審査を経て承認を得るものとする。

(3) 広告放映不能時の対応について

広告モニターの故障等、広告の放映が不能となった場合において、損害の補償等を行う必要が生じたときは、事業者は自己の責任と負担において解決すること。

12. その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と事業者が別途協議の上、これを定めることとする。